

第6次芦屋町総合振興計画後期基本計画・現状と課題（案）

第1章 住民とともに進めるまちづくり

第1節 人づくり

- ①自治区や各種団体により、地域コミュニティ活動やボランティア活動などが行われていますが、高齢化や加入率の低下などにより、担い手が不足しています。住民が主体となったまちづくりを推進するため、自治区や各種団体と連携し、担い手の確保や育成・発掘に取り組む必要があります。
- ②農業・漁業・商業・観光といった産業分野でも、高齢化や担い手不足といった問題を抱えています。地域産業は、住民の生活利便性の向上や地域経済の循環といった役割を果たし、地域の発展に欠かせません。このため、関係団体と連携し、産業の担い手の育成・指導・支援に取り組む必要があります。
- ③人づくりを進めていくためには、住民一人一人がまちを良くするための担い手という自覚を持ち、行動できるような風土づくりや育成に取り組む必要があります。
- ④未来の芦屋町の担い手であるこどもたちの育成については、これまでも、学校教育や社会教育、保育所・幼稚園・認定こども園への支援などさまざまな取り組みを実施してきました。今後も、学力向上はもとより、芦屋町に愛着と誇りを持ち、豊かな心を持ったこどもたちの育成に取り組む必要があります。
- ⑤ボランティア人材発掘のため、ボランティアを求める人とやりたい人を結びつけるコーディネート機能の充実に努めています。ボランティア活動団体の担い手が高齢化している中で、新たな担い手の発掘が求められています。
- ⑥さまざまな分野で担い手が不足している中で、意欲を持って参画する担い手を確保し、次世代へ継承するためには、町外の人材や企業などにも目を向け、参画する人の裾野を広げることが求められています。

【基本方向】

地域コミュニティ、教育、福祉、産業などのまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、住民一人一人の個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材や担い手の育成・発掘に努めます。

第2節 地域づくり

- ①芦屋町では、住民参画まちづくり条例の制定や住民参画推進会議の設置により、協働のまちづくりを推進するための基本的なルールと仕組みを整え、取り組みを進めてきました。今後も、住民と行政がお互いの役割を自覚し、あらゆる分野において協働する必要があります。
- ②住民との協働や地域コミュニティを推進する中で、住民に芦屋町の取り組みを知ってもらうことや住民の声を聴くことが重要です。今後も、広報紙やホームページの充実はもちろん、SNSや戸別受信機などによる情報発信、町長への手紙などによる広聴事業に取り組む必要があります。
- ③地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減や住民同士のつながりの希薄化もあり、加入率は低下傾向にあります。また、各自治区では役員の担い手不足が課題となっています。このため、自治区活性化促進会議で検討された取り組みや自治区活性化交付金を活用した事業などによる地域コミュニティの醸成が重要です。
- ④自治区と職員との交流や自治区活動の支援を目的として、自治区担当職員制度を設け、実施してきました。今後もこの制度を通じて、自治区と行政の連携を強めていく必要があります。
- ⑤各種団体でも構成員の高齢化などにより、活動の継続が難しくなっています。担い手の確保とあわせて、各種団体からの相談対応など活動を支援することも重要です。
- ⑥継続したボランティア活動を行っていくためには、活動拠点の確保や関係機関との連携が必要です。このため、ボランティア活動センターが活動・交流・情報の拠点となり、相談機能など活動を支援する体制を整えることが重要です。

【基本方向】

積極的な情報発信・情報共有に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるため、自治区担当職員制度による支援などにより、自治区の活性化に取り組みます。

第2章 安全で安心して暮らせるまち

第1節 安全・安心

- ①近年、全国各地で大型台風や集中豪雨、大規模地震などによる甚大な被害が発生しており、芦屋町も例外ではありません。このため、復旧・復興を中心とした「事後対策」だけでなく、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、平時から事前に備える「防災・減災」の考え方が重要です。
- ②地域のきめ細かな防災体制づくりのため、自治区を基礎とした自主防災組織の設置を進め、26区で組織化されています。また、防災訓練の実施や防災士の育成・活用などの防災体制の充実を図っています。引き続き、自主防災組織を中心とした防災体制の強化を図り、自助・共助の意識を高め、取り組みを促進する必要があります。
- ③地域防災力の向上に向けて、防災資機材などの整備・拡充に努めてきましたが、引き続き促進する必要があります。また、ハザードマップの確認や非常時用備蓄品・防災用品の準備の周知などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な避難行動などの啓発を図ることが重要です。
- ④全国的にみると、災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実行性の確保に課題が残っています。自力での避難が困難な高齢者などの情報を事前に把握するとともに、平時から地域による見守りや関係構築を図り、災害時に円滑な避難支援が可能となるよう取り組む必要があります。
- ⑤空家が適切に管理されない場合、倒壊や放火、不審者の侵入・占拠などにつながるおそれがあります。今後も空家の増加が見込まれるため、所有者などに対して除却などを含む適正管理を促していく必要があります。
- ⑥気候変動による災害の激甚化・頻発化に伴い、迅速に対応できる消防組織の重要性は高まっています。特に地域防災を支える消防団は、消防団員の定数確保と訓練などによる災害対応力の維持・向上が課題となっています。今後も、円滑な消防活動を実施するため、消防資機材や装備品の更新・充実を図る必要があります。
- ⑦芦屋町では、芦屋町自治防犯組合や折尾警察署との協働での夜間パトロールを実施しています。また、青色回転灯装備車（青パト）による小中学校の登下校時間帯や夜間のパトロールにも取り組んでおり、青少年を取り巻く状況については、年間数件の声かけ事案などが発生しているものの、重大な事件には至っていません。引き続き、防犯対策としてパトロールに取り組むことが重要です。
- ⑧サイバー犯罪や特殊詐欺の深刻化など、デジタル技術の急速な普及により犯罪が複雑化しています。このため、犯罪抑止や事件・事故の早期解決を目的とした防犯カメラの設置促進や消費者相談でのよりきめ細かな支援を推進する必要があります。
- ⑨全国的にみると、交通事故による死亡者のうち半数以上が65歳以上の高齢者であり、通学中の児童生徒の事故も依然として発生しています。芦屋町の交通事故件数は遠賀郡内の他自治体と比べ少ない傾向にありますが、今後も交通安全の啓発活動や通学路の安全対策などに取り組む必要があります。

【基本方向】

災害などから住民の生命と財産を守るため、自主防災組織の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

第3章 こどもがのびのびと育つまち

第1節 こども・子育て支援

- ①こども・子育て支援に向けた取り組みをこれまで以上に効果的かつ総合的に推進するため、従来の「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」を加えた、「芦屋町こども計画」を策定しました。今後も、この計画に基づいて、全てのこどもが持つ権利の保障に取り組むとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行う必要があります。
- ②令和5年12月に国が定めた「こども大綱」において、こどもが幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられました。こどもが幸せに健やかに成長していくために、こども・若者自身や子育て世帯、教育・保育に携わる人だけでなく、社会全体に対し、こどもの権利の普及・啓発に取り組む必要があります。
- ③子育てに関する悩みや家庭内の問題（児童虐待・家庭内暴力・ヤングケアラー）など、こどもや妊産婦、その家族が抱える困りごとは増加するとともに、多様化しています。このため、令和6年4月に設置したこども家庭センターや子育て支援センター「たんぽぽ」での相談・支援体制の充実が重要です。
- ④幼稚園や保育所、認定こども園では、各年度において利用者数が定員を上回っているものの、幼稚園教諭などの体制を整え、利用が必要なこどもの受け入れを行っています。一方で、共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、教育・保育のニーズはさらに高まっており、安心してこどもを預けて働くことができる環境づくりが求められています。
- ⑤障がいのあるこどもやひとり親家庭のこどもが、障がいの有無や家庭環境にかかわらず安心して暮らせるよう、権利の尊重や支援の充実が求められています。芦屋町の特別支援教育（すくすく発達相談事業、巡回相談事業など）は、福岡県内でも高い水準となっています。引き続き、幼児期からの支援とともに、家庭や地域を含めた町全体での取り組みを進める必要があります。
- ⑥子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、芦屋町では医療費や通学費の助成、町内小中学校の給食の無償化などを行っています。少子化が進む中で、芦屋町の未来を担うこどもを社会全体で育てていくために、継続的な支援が求められています。

【基本方向】

こども家庭センターを拠点とした子育て世帯への支援や、各種補助制度による子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育・保育環境の充実をはじめ、特別な支援が必要なこどもへの適切な支援を行うなど、子育て世帯が暮らしやすいまちをめざします。

第2節 学校教育

- ①教育をめぐる状況は、地域社会や家族の変容、デジタル化やグローバル化の進展などにより大きく変化しています。このような状況の中で、芦屋町では、価値ある夢・希望・志を持ち、地域社会と関わりながらよりよい人生を送るこどもの育成をめざし、「芦屋町教育大綱」に基づく各種施策を展開しています。
- ②学校教育における学力の向上について、小中連携事業や放課後学習事業（放課後塾やイブニングスタディ）などに取り組んでいます。基礎・基本となる学力を身につけさせるため、こどもたちの学ぶ意欲を高め、一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効率的に展開できる環境づくりに努める必要があります。
- ③英語教育の充実については、小学校英語専科教員・A L Tによる授業や体験型英語学習の実施、英語検定試験の全額補助による検定資格の取得推進などに取り組んでいます。グローバル化の進展により、生涯にわたって必要とされる英語によるコミュニケーション力の育成を図る必要があります。
- ④I C T環境については、タブレット端末や電子黒板、学習支援ソフト（デジタルドリル）などの整備が進んでおり、今後は効果的な活用を目指して取り組む必要があります。I C T機器の更新時には多額の費用が見込まれるため、計画的な更新が必要です。
- ⑤全国的にみると、小中学生の不登校は新型コロナウイルス感染症の影響により急増し、今も増加傾向にあります。これまで以上に個々の状況に応じたきめ細やかな支援が求められることから、令和7年4月に教育支援センター、中学校に校内教育支援センターを設置しました。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカーなどと連携した不登校児童生徒への支援が求められています。
- ⑥芦屋町では、「芦屋のこどもは芦屋で育てる」を基本理念に、学校・家庭・地域が連携して、こどもの育成に努めています。学力だけでなく、豊かな心の醸成、体力づくり、シビックプライドの醸成などにおいても、学校・家庭・地域が連携した取り組みが重要です。
- ⑦学校施設については、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、建具・外部改修工事やL E D化などを実施してきました。今後も、この計画に基づき計画的な維持管理や整備を行う必要があります。

【基本方向】

将来を担うこどもたちが、確かな学力や豊かな心、健やかな体を身に付けることができるよう、小中一貫教育や英語教育の充実、タブレットなどを活用したI C T教育に取り組めます。また、教育環境の充実のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

第1節 社会福祉

- ①人口減少や少子高齢化、独居高齢者の増加に加え、ライフサイクルや価値観の多様化により、福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。このため、「芦屋町地域福祉計画」に基づき、地域に関わる全ての人と行政が一体となり、地域全体で課題解決に向けた取り組みを進めることが求められています。
- ②高齢化率が毎年上昇を続けていく中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることが重要です。「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、今後も配食サービス事業などの在宅福祉サービスや地域包括支援センターを中心とした総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組む必要があります。
- ③高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が重要であることから、老人クラブへの支援を行っています。また、老朽化が進む老人憩の家については、令和11年3月までで廃止する予定であり、廃止後の新たな高齢者施策について検討する必要があります。(※下線部は議会上程後、「こととしており」とする。)
- ④介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けるための仕組みづくりが求められています。介護予防や在宅医療と介護の連携、認知症施策などに取り組む地域包括ケアシステムを深化、推進する必要があります。
- ⑤介護予防に重点を置いた取り組みの推進も重要です。身近なところで気軽に参加できる自治区公民館体操やゲンキはつらつサポーター教室などを通じた住民の自主的な活動への支援が求められています。
- ⑥障がいのある人を取り巻く環境は、高齢化の進行や障がいの重度化・重複化などに伴い大きく変化しています。障がいの有無にかかわらず、自分らしく生き生きと暮らしていくため、「芦屋町障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた支援に取り組む必要があります。

【基本方向】

誰もが自分らしく安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人一人が必要とする支援の充実や合理的な配慮を図るとともに、「共助」を中心とした地域福祉を推進し、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

第2節 健康づくり

- ①食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加している中で、予防のため特定健康診査を受診することが重要です。芦屋町では、集団健診を平日毎日実施するなど受診しやすい体制づくりや電話・訪問による積極的な受診勧奨などにより、受診率が増加しています。今後も、特定健康診査の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。
- ②日本人の死亡原因の第一位となっているがんの早期発見・早期治療のためには、がん検査の受診が重要です。このため、特定年齢の人に無料クーポンを配布するなどして、受診率の向上に努めてきました。特定健康診査と同様に、がん検査の重要性について継続的な啓発活動を行い、さらなる受診率の向上を図る必要があります。
- ③予防接種は感染予防だけでなく、病気の重症化を防ぐ上で重要です。しかし、幼児期の接種率は高いものの、学童期や高齢者における接種率の低さが課題となっています。また、新型コロナウイルスや带状疱疹など新たな予防接種が増えており、接種率の向上のためには、予防接種の重要性を啓発する必要があります。
- ④妊婦や生まれてくるこどもの健康増進を図るため、妊婦と面談し保健指導や栄養指導を行うほか、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診促進に取り組んでいます。また、乳幼児の健康状態や発育、発達の確認を行い、こどもの健やかな成長を支援するために乳幼児健康診査を実施しています。今後も、各種健康診査の受診率向上に取り組む必要があります。
- ⑤国民健康保険事業は、産業・就業構造の変化や高齢者人口の増加などに伴い、保険税収入が減少する一方で医療費は増加するなど、厳しい財政運営が続いています。このため、国保財政責任主体である福岡県とともに、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ⑥急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズは多様化・高度化しています。また、新型コロナウイルス感染症で経験したように、新たな感染症が住民の健康や生命を脅かす事態も懸念されます。町内の医療機関などと連携し、安全で安心な医療の提供が求められています。

【基本方向】

住民一人一人の健康に対する意識啓発を進めるとともに、定期的な健診（検診）に対する受診勧奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるよう健康づくりに取り組みます。

また、芦屋中央病院をはじめ、町内の医療機関や遠賀中間医師会と連携し、安全で安心な地域医療の提供に努めます。

第5章 活力ある産業を育むまち

第1節 農業

- ①芦屋町の農業は、農業従事者の高齢化、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。農業振興の重要な役割を担う認定農業者の負担も増加傾向にあり、新規就農支援や国・県補助金を活用した機械導入などによるスマート農業への支援を行っていく必要があります。
- ②現在の芦屋町の農業を持続可能なものとしていくため、認定農業者などへの集積・農地の集約化を図る必要があります。また、相続による農地所有者の複雑化や長期の未耕作地の増加が重なり、遊休農地や荒廃農地の拡大が懸念されています。荒廃化が進むと農地への再生が困難になることから、農地所有者に対し適正な管理を促すことが重要です。
- ③農地への負荷を軽減するため、減農薬・減化学肥料栽培の促進が求められています。このため、緑肥を使用する栽培などの環境保全型農業に取り組む農業者組織を支援していく必要があります。
- ④農業基盤の整備は、物価や人件費の高騰などにより、経費が増加し続けています。このため、国・県の補助事業を活用するとともに、関係機関と連携して農地や農道、農業用水路の整備を進める必要があります。また、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減にも取り組むことが重要です。
- ⑤芦屋町では水稻や青ネギ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され、直売所への出荷や学校給食への供給など地産地消が進んでいます。また、田舎ねぎや赤しそはブランド化されています。情報発信などによる認知度の向上に努め、さらに芦屋産品の魅力を高めていく必要があります。

【基本方向】

農業経営の安定化や担い手の育成のため、「地域計画」を推進し、認定農業者への農地の集約化や有休農地の解消などを図ります。また、農業基盤の整備やスマート農業を推進します。

第2節 水産業

- ① 芦屋町の水産業は高齢化や担い手不足、水産資源の減少や燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況におかれています。漁業協同組合などの関係団体との連携を図り、担い手や水産資源の確保に向けた取り組みを支援する必要があります。
- ② 芦屋港及び柏原漁港では、主に小型漁船による沿岸漁業が行われており、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業にも取り組んでおり、事業の継続に向けた支援が求められています。
- ③ 漁業経営の安定化をめざし、「浜の活力再生プラン」に基づき、水産物の消費拡大や水産資源の確保などに取り組む必要があります。
- ④ 水産物の安定供給に向けて、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、柏原漁港の基盤整備を計画的に進めています。今後も、この計画に沿った整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減にも取り組むことが重要です。
- ⑤ 藻場の減少は水産資源に深刻な影響を与えるとともに、地球温暖化の要因となります。芦屋町においても、海藻類を食べつくすムラサキウニの増加などにより、藻場が減少していることから、ブルーカーボン事業でもある藻場の再生に取り組む必要があります。

【基本方向】

漁業経営の安定化のため、「浜の活力再生プラン」を推進します。また、水産物の安定供給のため、漁業基盤の計画的な整備に取り組めます。

第3節 商工業 （2部会）

- ①商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の向上や地域経済の循環といった役割を果たし、地域の発展には欠かせません。しかし、近隣市町への大型店舗進出による売上げ不振や担い手不足、物価や人件費の高騰など、芦屋町における商工業の経営は厳しい状況にあります。
- ②芦屋町では商工会などと連携して、制度融資や信用保証料補助金、地域振興券の発行などを活用した事業者への支援、企業誘致などによる商工業の振興に取り組んでいます。
- ③売上げ不振や担い手が不足している現状を踏まえ、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、遠賀郡内4町と各商工会、金融機関とともに設置したおんが創業支援協議会において、起業・創業促進に取り組む必要があります。
- ④芦屋町では商工会などと連携し、ブランド認定制度などによる芦屋産品の高付加価値化に取り組んでいます。引き続き、芦屋産品の魅力を発信し、知名度の向上を図ることで、商工業の活性化を促進する必要があります。

【基本方向】

商工会との連携をはじめ、各種制度による事業者支援を行うとともに、芦屋産品を対象としたブランド認定制度などにより、商工業の活性化を促進し、地域経済の活性化に取り組みます。

第4節 観光

- ①芦屋町は、響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を生かしていくためには、「芦屋町観光基本構想」に基づく施策を展開する必要があります。
- ②健康遊具や大型遊具を整備した芦屋海浜公園や、近隣にはない海水浴場と往来ができる芦屋海浜公園レジャープールアクアシアンには、毎年多くの来場者が訪れます。今後も、老朽化や変化する利用者ニーズに対応した施設整備に取り組む必要があります。
- ③観光公園として、恋人の聖地に認定された夏井ヶ浜はまゆう公園をはじめ、魚見公園や城山公園があります。魚見公園は、園路や展望台を更新し、芦屋町の新たな訪問先となるよう整備を行っています。城山公園については、維持管理に留まっており、今後の整備方針について検討していく必要があります。
- ④観光客誘致の拠点の一つである国民宿舎マリンテラスあしやは、計画的な施設の改修や指定管理者による効率的な施設運営により、稼働率や利用者、観光消費額は増加傾向にあります。施設の計画的な改修を行いつつ、引き続き効率的な施設運営を図る必要があります。
- ⑤大正時代から続くあしや花火大会や、福岡県内で唯一の砂の彫刻展であるあしや砂像展を開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまでさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかし、来訪者の町内周遊や滞留時間の増加に伴う観光消費額の増加にはつながっていない状況です。
- ⑥芦屋町の観光スポットや魅力的なイベントについて、SNSなどを活用した情報発信の強化を進めてきました。今後も、さらなる情報発信の強化を図り、来町者の増加を図る必要があります。
- ⑦全国的にみると、外国人観光客が増加傾向にありますが、外国人観光客のニーズは、これまでの受動型観光（見る観光）から体験型観光（体験する観光）に推移しています。このため、ニーズを踏まえた誘因施策や環境整備の検討が必要です。
- ⑧芦屋町は、福岡県内のサイクリングルートモデルコースである「北九州・芦屋ルート」や「宗像・直方ルート」内に位置しており、県内自治体との広域連携によるサイクルツーリズムをはじめとした着地型観光の造成に取り組んでいます。今後も新たな魅力の発掘とともに、他自治体との連携による広域での来町者増を図る必要があります。
- ⑨芦屋港レジャー港化において、全天候型施設として検討を進めていた砂像屋内展示施設の建築を取りやめたことに伴い、改めて導入機能を検討する必要があります。あわせて、先行して整備を行っている芦屋港ポートパークの開業にあたり、マリンレジャーの拠点としてのにぎわいづくりの創出が課題となります。
- ⑩芦屋港及び周辺エリアには、多様な施設が存在するため、各施設が一体となってエリア全体の価値を高めていく体制づくりが課題となっています。

【基本方向】

芦屋町の持つ豊富な資源を有効に活用するとともに、観光協会をはじめとした関係団体・機関との連携や芦屋港のレジャー港化に向けた整備推進などにより、交流人口や関係人口の増加に取り組み、地域経済の活性化を図ります。

第6章 環境にやさしく、快適なまち

第1節 生活環境

- ①芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが求められています。このため、住民と事業者、行政が連携・協力して、「芦屋町環境基本計画」に基づき、環境課題に取り組む必要があります。
- ②2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の達成に向けて、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で構成する、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」は脱炭素先行地域に選定されており、積極的に脱炭素を進める必要があります。
- ③環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視を実施しています。また、地域・河川・海岸の一斉清掃やボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後も環境美化活動の支援充実や環境マナー向上に向けた啓発を図っていくことが重要です。
- ④航空機騒音や不法係留船、遠賀川などから流出するごみの問題など、国や福岡県とともに解決すべき環境課題もあります。これらの解決に向け、引き続き関係機関への要望や協議を行う必要があります。
- ⑤ごみの分別・減量・再資源化の啓発や資源物の集団回収を実施する団体に対して奨励金を交付するなど、地域と一体となって取り組みを進めており、芦屋町のごみ排出量は減少傾向にあります。今後も、持続可能な循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化を推進する必要があります。
- ⑥芦屋町は、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」をひとつの健康と捉える「ワンヘルス」を推進することを令和7年1月に宣言しました。住民へワンヘルスの周知や理解の促進を図り、必要な支援を行うとともに、ワンヘルスの理念に基づき町の事業を推進する必要があります。

【基本方向】

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組めます。

第2節 公園・緑地

- ①住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備が必要です。供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、遊具などが老朽化し、樹木が繁茂している状況です。また、少子高齢化などに伴い、地域での公園利用が減少しているため、公園の整備にあたっては、点検結果や地域の意見を取り入れ、公園ごとのニーズに合った整備を推進する必要があります。
- ②近年、松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れは発生しています。関係機関と連携して、松くい虫防除事業や松の植樹など、森林の適切な維持管理を進める必要があります。
- ③飛砂対策として、福岡県が主体の「芦屋町の里浜づくり事業」により松林の造成などが行われ、地域の恒久的な財産として長期的に保全・活用されています。松林を維持管理していくため、引き続き福岡県と協議しながら取り組む必要があります。
- ④芦屋町では、住民ボランティア（花ボランティア）による街路花壇への植樹や草取りを行うことにより、魅力ある街路景観づくりを進めています。こうした緑化活動を推進するためには、花苗配布などによる住民の緑化意識の向上の取り組みを続けていく必要があります。

【基本方向】

松などに緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備に取り組みます。

第3節 土地利用・住宅

- ①芦屋町の行政面積のうち、航空自衛隊芦屋基地と一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めています。実質の行政面積は限られており、町土の有効利用は重要な課題となっています。効果的・効率的な都市づくりの推進のため、「芦屋町都市計画マスタープラン」に基づき、都市をとりまく状況変化に対応し、土地利用や環境形成などに取り組む必要があります。
- ②人口減少など急速に変化する社会情勢を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画の策定が求められています。
- ③活用予定のない町有地については、順次積極的な売却を進めていく必要があります。また、旧芦屋中央病院跡地については、サウディング調査を実施するなど検討を進めてきましたが、有効な活用方法が見いだせていません。隣接する芦屋港レジャー港化の進捗状況を踏まえ、引き続き民間活力の活用を含めた検討を進める必要があります。
- ④芦屋町の町営住宅は耐用年数を迎えるものが多くあります。このため、老朽化した町営住宅の建替えに向けて、場所の選定や必要な戸数などの調査を行い、地域に見合った住宅ストックを形成する必要があります。その際、単身世帯の増加など社会の変化を的確に捉えるとともに、入居者の生活しやすい住環境整備が必要です。
- ⑤限られた町土の有効利用には、空家・空地の利用を促進する必要があります。引き続き、芦屋町空家・空地バンクを活用した空家戸数の削減に取り組むとともに、中古住宅解体後の新築住宅建築補助金などによる住宅整備を推進する必要があります。
- ⑥テレワークの普及による働き方の変化やライフスタイルの多様化などにより地方移住への関心が高まっている中で、芦屋町においても、地域特性や魅力を生かした移住・定住支援策を行っています。引き続き、移住・定住支援策に取り組むとともに、福岡県外に向けた情報発信の重要性を鑑み、関係機関と連携した積極的な情報発信に取り組む必要があります。

【基本方向】

旧芦屋中央病院跡地などの町有地の有効利用をはじめ、町営住宅の管理戸数の適正化、空家などの活用を進めるとともに、芦屋町の特性を生かした定住施策に取り組みます。

第4節 道路・交通

- ①道路・橋梁については、「個別施設計画」に基づき、整備や改修、維持管理を行っています。交通利便性の向上を図るためにも、計画的な整備や改修に取り組む必要があります。
- ②利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しています。未実施箇所については事業の早期完了に向けて福岡県と協議を進める必要があります。
- ③福岡県により、西祇園橋の架け替え工事が進められています。町の玄関口にふさわしい景観に配慮した橋となるよう、グレードアップ工事について、引き続き福岡県と協議する必要があります。
- ④全国的にみると、運転手不足や新型コロナウイルス感染症を契機とした乗客減少など、公共交通を取り巻く状況は深刻です。芦屋町において重要な移動手段であるバスを確保維持し、生活利便性を向上するために、「芦屋町地域公共交通計画」に基づき取り組みを進める必要があります。
- ⑤芦屋タウンバスは、社会の動向を踏まえ交通系ＩＣカードやバスロケーションシステムの導入などに取り組んできました。通勤、通学などを行う上で、中核となる公共交通であることから、より安全・快適な運行を行うことで、利用を促進する必要があります。
- ⑥北九州市営バスは、タウンバスと同様に中核となる公共交通ですが、利用者が減少傾向にあり、路線や便数の確保が課題となっています。「公共交通ネットワークの確保維持に関する協定書」に基づき、北九州市交通局と協議を行い、路線、便数の維持・確保に努める必要があります。
- ⑦巡回バスは、高齢者などにとって必要不可欠な交通手段となっています。引き続き、利用状況や利用者ニーズを把握し、利用者満足度の向上に努める必要があります。
- ⑧安全なバスの運行や利便性向上のため、バス車両の更新やバス停の整備を計画的に進める必要があります。

【基本方向】

交通や生活の利便性向上のため、町道や橋梁について計画的に整備を実施し、各施設の長寿命化に取り組めます。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、利用促進や利用者の満足度の向上に努めます。

第5節 上水道・下水道

- ①芦屋町の上水道事業については、平成 19 年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- ②全国でインフラの老朽化に伴う事故が相次いでいる状況を受け、下水道管の調査や老朽化対策の必要性が一層高まっています。芦屋町の公共下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が完了しており、普及率は 99.9%ですが、下水道施設の老朽化が進んでいます。このため、計画的・効果的な点検・調査や修繕・改築更新、長寿命化を実施し、下水道の機能を長期的に維持する必要があります。
- ③令和 6 年の能登半島地震による上下水道施設の甚大な被害状況を踏まえ、施設の耐震化が全国的な課題となっています。災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、下水道管渠などについて、耐震化を推進する必要があります。
- ④公共下水道の経営状況について、人口の減少や節水意識の高まりなどにより、下水道使用料収入は減少傾向にあります。一方で、施設老朽化に伴う大量更新期の到来による支出の増額も見込まれ、経営環境は厳しさを増しています。引き続き、経営の合理化に努めるとともに、財源の確保など経営安定化に向けた取り組みが求められています。

【基本方向】

下水道管渠や浄化センターなどの施設を適正に維持管理し、長寿命化に取り組むとともに、下水道事業の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

第7章 心豊かな人が育つまち

第1節 生涯学習

- ①住民一人一人が、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をととした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で生かせる環境づくりが必要です。このため、「芦屋町教育大綱」に基づき、社会教育の取り組みを行っていく必要があります。
- ②公民館については、世代やニーズに応じた各種公民館講座の充実に取り組んでいます。社会の変化に伴い、住民の学習ニーズも変化・多様化していくため、時代に即した学習機会の提供に努める必要があります。
- ③図書館については、蔵書の充実や読み聞かせなど各種事業に取り組んでいます。また、令和5年12月には遠賀郡広域電子図書館の供用を開始しました。今後も住民の読書活動を推進する必要があります。
- ④生涯スポーツについては、健康づくりや体力づくり、スポーツをととしたコミュニティの醸成のため、スポーツに親しむ環境づくりを推進する必要があります。このため、スポーツ推進委員や体育協会を中心にさまざまな事業を実施していますが、参加者が減少傾向にあり、ニーズにあった事業展開が課題となっています。また、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した競技スポーツの支援も必要です。
- ⑤社会教育施設・社会体育施設ともに、施設の老朽化が進んでいます。引き続き、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき計画的な維持管理を行いつつ、時代のニーズに応じた整備を行う必要があります。

【基本方向】

「芦屋町教育大綱」に基づき、生涯学習の総合的な推進や生涯スポーツを推進するとともに、社会教育施設などの適切な維持管理を行います。

第2節 人権

- ①住民一人一人が、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが重要です。芦屋町では、「お互いが尊重される地域（まち）づくり」をスローガンにかかげて取り組みを進めています。
- ②芦屋町では、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権啓発冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動を行っています。あわせて、学校教育や社会教育の場における人権教育や各種相談を行っています。引き続き、「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、関係機関が一体となり、取り組みの充実に努めるとともに、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発を推進することが重要です。
- ③全国的にみると、DVによる人権侵害に対する被害が増加しており、被害を予防するための相談体制と被害者へのサポート体制の充実が必要です。
- ④男女共同参画社会の実現をめざし、「芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づく取り組みを推進しています。男女共同参画の意識づくり、男女がともに活躍できる社会環境づくり、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりのため、さらなる施策の充実に努めていく必要があります。

【基本方向】

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などに取り組みます。

第3節 歴史・文化

- ①芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化財の保護とあわせて、積極的に文化財情報を発信するなど、観光資源として地域振興に活用する取り組みが必要です。
- ②芦屋歴史の里では、町の歴史・民俗を体系的に常設展示するほか、特別展や歴史体験講座などを実施しています。芦屋町の魅力を知ってもらうためには、常設展示の充実が必要です。また、入館者数は特別展の内容に大きく影響されることから、話題性の高い特別展の開催が必要です。
- ③芦屋釜の里では、令和2年11月に重要文化財「芦屋霞地真形釜」を入手し、令和6年11月に収蔵展示施設をリニューアルオープンしました。以降、重要文化財指定芦屋釜の常設展示を行っています。この芦屋釜を新たなシンボルとして、芦屋釜の周知や観光資源としての活用に取り組む必要があります。
- ④芦屋釜復興の取り組みについては、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、2人の鋳物師が16年間の養成期間を経て独立しています。新たな鋳物師の養成にも取り組んでいますが、後継者となる人材の確保が課題となっています。今後も、芦屋釜をはじめとする芦屋鋳物の技術継承に向けた取り組みを進めるとともに、芦屋鋳物が芦屋町の新たな産業となるよう、独立した鋳物師への支援を行う必要があります。
- ⑤文化芸術活動については、文化協会などの文化・芸術に関する各種団体と連携し、文化祭などさまざまな活動を実施しています。今後も各種団体と連携し、文化意識の向上を図っていく必要があります。
- ⑥ギャラリーあしやは、芦屋町において文化芸術活動の拠点の一つとなっています。今後も、特別展や企画展、ワークショップの充実とともに、貸館利用の促進や公民館・図書館との連携などに取り組む必要があります。

【基本方向】

豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財の適切な保護や管理に取り組めます。また、「芦屋釜の里振興計画」に基づき、オンリーワンの地域資源である芦屋釜の活用や芦屋鋳物の産業化をめざします。あわせて、住民の文化芸術活動の充実や文化意識の向上に取り組むとともに、住民が文化芸術に触れる機会を拡充します。

第4節 国際交流

- ①外国人住民の増加や多様化を視野に入れ、多文化共生に向けた意識啓発や国際交流・国際理解の促進が求められています。
- ②国際感覚の醸成や異文化理解のため、小学生を対象とした英語体験施設訪問事業や、中学生を対象とした海外ホームステイ事業を実施しています。
- ③住民が異文化に触れる機会の充実を図るため、国際交流協会の支援を行っています。

【基本方向】

グローバルな視野を持った多くの人材育成に取り組みます。また、国際交流協会を通じた住民の国際交流活動を促進します。

計画の実現に向けて

- ①芦屋町は地方税が歳入全体の15%未満と他自治体と比較すると少ない状況の中で、行政サービスの維持管理に必要な人件費、物件費などの増加により経常収支比率が高い水準にあります。また、公共施設の老朽化に伴い修繕や更新などに多額の事業費が見込まれるため、経常的な支出の見直しや自主財源の確保に取り組むとともに、計画的で重点的な配分を行い、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- ②公共施設については、少子高齢化や町財政の見通しを踏まえ、安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理が求められています。今後も「芦屋町公共施設等総合管理計画」や施設毎の個別計画に基づき、計画的な整備などを行っていく必要があります。
- ③モーターボート競走事業については、電話・インターネットによる投票の推進など、売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営努力の結果、一般会計への繰り入れなど芦屋町の財政運営に大きく寄与しています。
- ④町職員の若年化に伴い豊富な知識や経験を有する職員が不足している状況です。このため、さまざまなアプローチから、職員の資質向上や能力開発に取り組む必要があります。あわせて、芦屋町の特徴を生かすとともに、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟で効率的な組織づくりも必要です。
- ⑤行政サービスの多様化、複雑化が進行している一方で、職員の確保が厳しくなっており、限られた人員で効率的な行政サービスの提供を行う必要があります。デジタル技術を活用した業務の見直しや効率化を進め、住民の利便性向上と業務負担の軽減に向け、DX人材を育成する必要があります。
- ⑥一般廃棄物処理、消防、火葬施設は、遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成し、運営しています。また、北九州市と芦屋町を含む近隣17市町で、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を構成しており、他自治体と連携しながら、活力ある社会経済を維持するための取り組みを進めていく必要があります。
- ⑦近隣の大学とさまざまな分野で連携することにより、相互協力の地域づくりを推進します。その際、大学の知見やノウハウ、学生の若いパワーを生かした事業の推進や住民との交流による地域の活性化を図る必要があります。